

2020(令和2)年度 福祉サービス第三者評価

## 調査結果報告書

# 沖縄市母子生活支援施設 レインボーハイツ

契約日	2020年	9月	10日
		5	
職員報告会	2020年	12月	10日

2020年12月10日  
特定非営利活動法人  
介護と福祉の調査機関おきなわ

## 福祉サービス第三者評価結果

### ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
-----------------------------

2020（令和2）年度

契約日	2020年 9月10日
確定日	2020年12月10日

### ② 事業者情報

名 称： 沖縄市母子生活支援施設 レインボーハイツ	種 別： 母子生活支援施設
代表者氏名： 翁長 大貴	定員 (利用室数)： 10 世帯
所 在 地： 〒904-0032 沖縄市諸見里2-7-8	TEL 098-933-2562

### ③ 総評

◇特に評価の高い点
① 母親と子どもの権利擁護に取り組んでいる。 母親と子どもを尊重する姿勢を明示し、階段の昇り降りの際に目につくように壁を利用して、権利とは「ご飯が食べられる、遊ぶことや疲れたら休む、誰からも嫌な思いをさせられない」等の当たり前のことが権利であることをわかりやすく例示している。普段から子どもの権利が保障されることを理解できるように努めるとともに権利侵害の早期発見に取り組んでいる。玄関近くに子ども用の手作りポストを設置して、子どもと職員が手紙でコミュニケーションを図っている。母親に対しては、毎月の「レインボーだより」に「職員は母と子の一番の味方、パートナーでいられるよう努力します」と母子支援員からのメッセージが記載され、「親子関係の在り方」や「ママがハッピーであるための方法」等のわかりやすい解説も連載している。職員は権利擁護に関する研修を受講して理解を深めている。今年度、これまでの「子どもの権利ノート」を見直して施設独自に作成している。各ページにイラストを入れ字も大きくして読み仮名をつけ、子どもと一緒に読み合わせをしている。 28、29、35、46
② 関係機関との連携が適切に行われている。 学校や病院、警察、法律事務所、教育研究所、女性相談所等の関係機関のパンフレットをファイリングし、職員会議等で情報を共有している。施設長と職員は県内の母子生活支援施設連絡協議会に出席し、DV対応や退所後の支援、学校の長期休暇時の活動等に取り組み、アフターケアは母子寡婦福祉会につなげている。主管課の職員が要保護児童地域対策協議会（要対協）の委員で、施設長は要対協の個別支援会議に出席している。施設長は市の障がい者自立支援協議会の子どもワークグループの委員として、トワイライト事業（夜の子どもの居場所づくり）に協働して取組を進めている。また、関係機関と連携しキャリア形成に関する県の事業への参加を支援し、資格取得のために社会体験や勉強をしたい等の母親の主体性を尊重し、力が発揮できるように支援している。 25、52、58、65
③ 母親が安定した家庭生活を営むために必要な支援が行われている。 母親の成育歴や生活歴、現在の生活スキルを踏まえて基本的な生活習慣を確立するための家事支援や学習支援、養育相談や家計管理などの支援を行っている。心身の健康の把握のために母親検診や母子検診を実施し、公認心理師によるメンタル相談が行われている。必要に応じて病院受診の同行や多重・過剰債務を抱えている母親に司法書士事務所へ同行するなどの支援を行っている。居室防災点検時に居室の整理整頓を促すなど、片付けの支援をし、母親の体調不良や病気等の場合は買物支援や食事を提供する等、安定した家庭生活が営めるよう支援している。母子間で話し合う必要がある事項については、母子支援員と少年指導員同席で家族会議を設け、双方の意見の情報共有及び共通理解に努めている。今年度は日常生活支援に必要な公用車が確保されている。 56、57、58、59

## ◇改善を求められる点

① 中・長期計画の策定及び中・長期計画を反映した単年度計画の策定が望まれる。  
中・長期的なビジョンを明確にした中・長期計画については、市で作成する「こどものまち推進アクションプログラム」に施設の改修や指定管理制度への移行の検討が明記されている。計画に沿って今年度、居室の改修が終了し、定員を変更して母子の受け入れを行っている。単年度計画には行事や保健衛生、施設整備・保守点検等について月ごとに記載されているが、人材の育成や研修、施設の整備等についても明記した施設独自の中・長期計画（収支計画を含む）の策定、及び中・長期計画を反映した単年度計画の策定が望まれる。

4、5

② 組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組が望まれる。  
定期的に第三者評価を受審し、年1回、自己評価を実施している。組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上についての体制を整備し、評価結果を分析・検討して課題を抽出し、職員参画のもとで課題の改善等に取り組み、必要に応じて改善策の見直しが見られる。

8、9

③ 職員の質の向上に向けた研修計画の策定及び一人ひとりの研修の機会の確保が望まれる。  
職員の研修は、施設長や母子支援員及び少年指導員が沖縄県母子生活支援施設連絡協議会の研修等に参加している。研修に関する基本方針や研修計画を策定し、計画の内容として「期待する職員像」や職員に必要とされる専門技術、専門資格を明示するとともに計画の定期的な評価と見直し、及び職員に対する外部研修への参加の勧奨と研修を受講する際の配慮が望まれる。

18、19

## ④第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価受審で示された施設の課題について、頂いた助言も参考にさせていただき、本庁（沖縄市役所こども家庭課）も含め職員一同改善に取り組んでいきたいと思っております。また、母子生活支援施設運営ハンドブック（厚労省）や他施設の運営も参考に情報収集から実践へしっかりと反映できるように努めていきたいと思っております。

## ⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

## 第三者評価 評価結果（母子生活支援施設）

評 価 項 目		評価 結果	
		職員の 集計結果	
<b>I 支援の基本方針と組織</b>			
<b>I-1 理念・基本方針</b>			
<b>(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</b>			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 <span style="float: right;">a</span>	
判断基準	a	法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、母親と子どもへの周知が図られている。 <span style="float: right;">66.7%</span>	
	b	法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 <span style="float: right;">33.3%</span>	
	c	法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。 <span style="float: right;">0.0%</span>	
	n	<span style="float: right;">0.0%</span>	
	着眼点	○ 1	理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 <span style="float: right;">100.0%</span>
		○ 2	理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 <span style="float: right;">66.7%</span>
		○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 <span style="float: right;">0.0%</span>
○ 4		理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 <span style="float: right;">66.7%</span>	
○ 5		理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、母親と子どもへの周知が図られている。 <span style="float: right;">0.0%</span>	
○ 6		理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 <span style="float: right;">0.0%</span>	
コメント		<p>理念、基本方針の明文化と周知について、施設の理念は「①母と子にとって安心安全な環境のもと、②母と子の生きる力を育み、③母と子とともに成長できる施設を目指す」としている。基本方針は「①生き方の多様性を認め、②それぞれが持っている知識、能力、強みに着目し、③母と子の生きる力を育む」支援の3つの柱がある。理念、基本方針は単年度の事業計画と今年度新しく見直された「しおり」に記載されている。理念から施設の使命や目指す方向を読み取ることができ、基本方針は職員の行動規範となる内容となっている。理念や基本方針は職員採用時や職員会議等で周知が図られている。母親や子どもに対しては、図や絵入りの見やすくわかりやすい「しおり」で説明されている。支援の振り返りの中で理念の確認をしている。</p>	

共通

評価項目			評価結果	
I-2 経営状況の把握				
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。				
2	①	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	
	判断基準	a	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	0.0%
		b	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	100.0%
		c	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	66.7%
		○ 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	66.7%
		○ 3	母親と子どもの数・母親と子ども像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	0.0%
		○ 4	定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする母親と子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	33.3%
コメント		<p>施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、社会福祉事業の動向は、全国母子生活支援施設協議会が発行する「全母協情報」や九州の母子生活支援施設協議会を通して把握している。沖縄県母子生活支援施設協議会に参加して具体的な状況を把握している。今年度から県内の児童養護施設協議会にも加入して情報を得ている。市が策定した「第3期子ども子育て支援事業計画」から母親と子どもに関するデータを収集し、経営環境や課題の把握に努めている。</p> <p>定期的に支援のコスト分析や支援を必要とする母親や子どもの推移、利用率等の分析が望まれる。</p>		
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	
	判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	0.0%
		b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。	33.3%
		c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	0.0%
		n		66.7%
	着眼点	○ 1	経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	0.0%
		○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	0.0%
		○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	33.3%
		○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	33.3%
コメント		<p>経営課題を明確にした具体的な取組については、前回の受審で課題となっていた居室の改修が行われ、新たに母親の要望を取り入れた保育室が新設され、入所者の緊急時対応等に必要な公用車の配置が実現している。改善すべき課題等については、主管課で月1回開催される課長と係長、主査（施設長含む）で構成される事務連絡会議で検討されている。経営環境や支援の課題等については、毎週の職員会議で職員間で共有されている。今年度は欠員となっていた少年指導員や調理員が配置されている。</p>		

評価項目			評価結果	
I-3 事業計画の策定				
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	
4	判断基準	a	経営や支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	0.0%
		b	経営や支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。	0.0%
		c	経営や支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	100.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	0.0%
		○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	0.0%
		○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	0.0%
		○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	0.0%
コメント		<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、「子どものまち推進アクションプログラム」（平成28年度から令和2年度）に施設の改修や指定管理制度への移行の検討が明記されている。中・長期計画は達成状況が評価できる内容となっており、計画最終年（今年）度にプランの見直しを行っている。</p> <p>施設独自の中・長期計画として人材の育成や施設の整備等についての策定及び中・長期の収支計画の策定が望まれる。</p>		
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	
5	判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	0.0%
		b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	0.0%
		c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	100.0%
		n		0.0%
	着眼点	1	単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	0.0%
		○ 2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	0.0%
		○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	0.0%
		4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	0.0%
コメント		<p>中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定については、基本方針に沿った支援策が「①運営について、②職員の職務について、③県内の母子生活支援施設、児童養護施設協議会の活用」が明示され、行事や保健衛生、施設整備・保守点検等について月ごとに記載されている。</p> <p>単年度の事業計画に中・長期計画で計画された施設改修基本計画の内容を反映させるとともに、数値目標等を設定して実施状況の評価が行える内容にすることが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
(2) 事業計画が適切に策定されている。				
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	
6	判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	0.0%
		b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	100.0%
		c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	66.7%
		2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	33.3%
		3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	33.3%
		4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	0.0%
		○ 5	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	66.7%
	コメント		<p>事業計画の策定と組織的な実施状況の把握や評価・見直しについては、予算編成時期に次年度の事業計画について職員会議で検討し、主管課の決裁をもらっている。</p> <p>事業計画の実施状況の把握と評価・見直しについて時期と手順を定め、手順にもとづいた事業計画の見直しが望まれる。</p>	
7	②	事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b	
7	判断基準	a	事業計画を母親と子どもに周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	0.0%
		b	事業計画を母親と子どもに周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	33.3%
		c	事業計画を母親と子どもに周知していない。	66.7%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	事業計画の主な内容が、母親と子どもに周知（配布、掲示、説明等）されている。	0.0%
		○ 2	事業計画の主な内容を子ども会や母親会等で説明している。	0.0%
		○ 3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、母親と子どもがより理解しやすいような工夫を行っている。	0.0%
		○ 4	事業計画については、母親と子どもの参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	0.0%
コメント		<p>事業計画の母親や子どもへの周知と理解を促す取組については、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、9月の母親集会で説明している。説明用の資料は、年間事業計画の保健衛生や施設設備・保守点検、行事等について記載され分かりやすい内容となっている。</p> <p>事業計画の内容は毎月のレインボーだよりでも母親に周知しているが、子どもへの周知方法の検討が望まれる。</p>		

評価項目				評価結果
I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組				
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
8	①	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		c
	判断基準	a	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	0.0%
		b	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	100.0%
		c	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。	0.0%
		2	支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	0.0%
		○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的受審している。	33.3%
		4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	0.0%
コメント		<p>支援の質の向上に向けた組織的な取組については、年1回自己評価を行うとともに定期的に第三者評価を受審している。支援の内容について検討する体制として週1回開催している職員会議がある。</p> <p>実施した自己評価については課題を抽出し、改善のための具体的な取組として、PDCAサイクルにもとづく支援の内容について評価を行う体制を整備し、支援の質の向上に取り組むことが望まれる。</p>		
9	②	評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
	判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	0.0%
		b	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。	100.0%
		c	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	0.0%
		○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。	66.7%
		3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	33.3%
		4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	0.0%
5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	0.0%		
コメント		<p>評価結果にもとづく施設として取り組むべき課題の明確化と改善策の実施については、前回の第三者評価結果の課題であった居室の改善にむけて、「こどものまち推進アクションプログラム」にもとづく「改修基本計画」が作成されている。居室の改善については進捗状況等が職員会議で報告され共有されている。</p> <p>毎年度の自己評価結果から課題を明確にし、職員参画のもとで課題の改善等に取り組む、必要に応じて改善策の見直しが望まれる。</p>		



評価項目			評価結果	
<b>II 施設の運営管理</b>				
<b>II-1 施設長の責任とリーダーシップ</b>				
<b>(1) 施設長の責任が明確にされている。</b>				
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	
10	判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	33.3%
		b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	66.7%
		c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	66.7%
		○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	0.0%
		○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	66.7%
		○ 4	平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	66.7%
コメント		<p>施設長の役割と責任の職員への表明について、施設長の役割と責任については事務分掌に明記され、今年4月に赴任した際に職員へ抱負を表明している。</p> <p>消防計画において自衛消防隊長は施設長、副隊長として母子支援員が明記されているが、不在時の権限委任が不明瞭となっているので、明文化するとともに施設長は自らの役割と責任について施設内の広報誌等に表明することが望まれる。</p>		
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	
11	判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	33.3%
		b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	0.0%
		c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	0.0%
		n		66.7%
	着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	33.3%
		○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	0.0%
		○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	33.3%
		○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	33.3%
コメント		<p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組について、施設長は市契約規則等により、利害関係者との取引について適正な関係を保持している。法令遵守については全国母子生活支援施設協議会倫理綱領を職員に周知している。沖縄県母子生活支援施設協議会に出席し、協議会が主催する研修等を受講して経営に関する情報を収集し法令遵守に努めている。今年度から市とパソコンネットワークが接続され、関係法令等も確認できる仕組みが整備され職員に周知している。</p> <p>財務会計や公衆衛生に関する研修を受講しているが環境への配慮等も含む幅広い分野について最新の法令等の把握に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。				
12	①	支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b	
	判断基準	a	施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。	0.0%
		b	施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	100.0%
		c	施設長は、支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	66.7%
		○ 2	施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	66.7%
		○ 3	施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	33.3%
		○ 4	施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	66.7%
		○ 5	施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	33.3%
		○ 6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	66.7%
12	コメント	<p>支援の質の向上に意欲をもちその取組への指導力の発揮については、自己評価を実施し、今年度は「子どもの権利ノート」を子ども目線に立ったイラスト入りで分かりやすく説明した内容に見直し作成している。毎月発行している施設だよりは、母親に向けての内容の強化に取り組んでいる。親子関係の在り方や多様な視点によるものの見方、職員からのメッセージ等、母親に寄り添う姿勢がうかがえる内容となっている。支援の在り方については、職員の意見を反映するための取組を行っている。施設長は自ら他施設で開催される勉強会に参加して認知行動療法の初級を修了し、現在、中級を受講中で自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p> <p>職員研修の充実と職員が外部研修を受講する際の配慮が望まれる。</p>		
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	
	判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	0.0%
		b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	33.3%
		c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	0.0%
		n		66.7%
	着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	33.3%
		○ 2	施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	33.3%
		○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	33.3%
		○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	0.0%
13	コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組については、欠員となっていた少年指導員の要件の見直しにより少年指導員が配置され、調理員の確保もできている。支援職員が3人という体制の中、週30時間勤務から36.5時間に拡大し週5日勤務を実現して職員の待遇面のアップや福利厚生の実現が図られている。管理者は利用者の緊急時の対応等に必要な公用車を配置するなど指導力を発揮している。</p> <p>毎週の職員会議で業務の改善や支援の取組について話し合われているが、経営の改善や業務の実効性を高めるために具体的な体制を構築し、取り組むことが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果		
II-2 福祉人材の確保・育成				
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
14	①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		
判断基準	a	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	0.0%	
	b	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	100.0%	
	c	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	0.0%	
	n		0.0%	
	着眼点	1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	33.3%
		2	支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	100.0%
		3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	0.0%
		○ 4	施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	66.7%
		5	（5種別共通） 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	0.0%
		必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な取組については、今年度から会計年度職員制度が導入されて雇用体系が変わり、勤務時間や待遇面、福利厚生で見直しがあり、働きやすい環境が整備されている。母子支援員に社会福祉士と保育士を配置し、少年指導員に教員免許を有する職員を配置するなど、支援に関わる専門職を配置している。職員の確保については市のホームページやハローワーク等を通して採用活動が実施されている。 必要な福祉人材に関する基本的な考え方や方針の確立、及び人員体制についての具体的な計画を作成し、人材の確保（保育士）が望まれる。		
15	②	総合的な人事管理が行われている。		
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	0.0%	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	100.0%	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	0.0%	
	n		0.0%	
着眼点	○ 1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。	66.7%	
	2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	66.7%	
	○ 3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	33.3%	
	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	100.0%	
	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	100.0%	
コメント		総合的な人事管理について、「期待する職員像」は基本調査票に明示されている。沖縄市会計年度任用職員に関する規則で採用配置等が定められ、職員に周知され、規則等はパソコンで閲覧できる。施設長については、市の人事評価制度にもとづいた主管課の課長による年1回の面談が実施されている。会計年度任用職員となった他の職員については人事評価制度の導入予定がある。 人事基準を明確にして職員に周知するとともに、職員処遇の水準について処遇改善の必要性を評価・分析し、職員の意見や意向を踏まえて改善を図ることが望まれる。		

評価項目				評価結果
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		b
16	判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	0.0%
		b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	100.0%
		c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	100.0%
		○ 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	100.0%
		○ 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	100.0%
		○ 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	33.3%
		○ 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	0.0%
		○ 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	100.0%
		○ 7	改善策については、人材や人管理体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	0.0%
	8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	0.0%	
コメント		<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについては、「レインボーハイツの管理に関する内規」により施設長が職員の労務管理の責任者となっている。職員の有給休暇や時間外、シフト勤務状況は把握され、年1回の健康診断が実施されている。今年度から会計年度任用職員に移行したことにより、待遇面や福利厚生が充実し、ワーク・ライフ・バランスに配慮されている。</p> <p>職員との個別面談の機会の確保や相談窓口の設置、改善策の具体的な計画への反映、福祉人材の確保・定着の観点から働きやすい職場づくりが望まれる。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		c
17	判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	33.3%
		b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	0.0%
		c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	66.7%
		n		0.0%
	着眼点	1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	0.0%
		2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	0.0%
		3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	0.0%
		4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	0.0%
コメント		<p>職員一人ひとりの育成に向けた取組については、基本情報に「期待する職員像」が明記されている。期待する職員像にもとづき、一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、期限）を設定させ、目標管理として年2回の面接の実施が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c	
18	判断基準	a	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	0.0%
		b	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	0.0%
		c	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	66.7%
		n		33.3%
	着眼点	1	施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	0.0%
		2	現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	0.0%
		3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	0.0%
		4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	0.0%
		5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	0.0%
	コメント		職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、施設長や母子支援員が沖縄県母子生活支援施設連絡協議会の研修や連絡会に参加している。研修に関する基本方針や研修計画を策定し、計画の内容として「期待する職員像」や職員に必要とされる専門技術・専門資格を明示するとともに計画の定期的な評価と見直しが望まれる。	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b	
19	判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	33.3%
		b	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	66.7%
		c	職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	66.7%
		○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	0.0%
		○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	66.7%
		○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	100.0%
		○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	66.7%
		○ 6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	0.0%
コメント		職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保については、個別の専門資格（社会福祉士や保育士等）を把握している。新採用の職員には日常業務を通して施設長や母子支援員がOJTを実施している。「施設における子どもの権利・人権とは」、「子どもにどう伝える?『性のこと』家族で語る性教育」、「DV（配偶者間暴力）について考える」等の研修を施設長や母子支援員、少年指導員が受講して必要とする知識を得て、技術の向上に努めている。沖縄県母子生活支援施設連絡協議会主催の施設長や母子支援員、少年指導員の職種別研修に参加して技術水準の向上に努めている。外部研修の情報は回覧等で職員に提供し参加を勧奨している。母親や子どもへの関わり方等についての相談・助言は施設長や基幹的職員研修を修了した母子支援員、嘱託医が対応できるスーパービジョンの体制がある。 専門的知識や技術水準の向上に向けて、外部研修への参加を勧奨し研修を受講する際は、費用や勤務時間等への配慮が望まれる。		

評価項目			評価結果	
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
20	①	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	
	判断基準	a	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	33.3%
		b	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。	0.0%
		c	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	0.0%
		n		66.7%
	着眼点	○ 1	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	0.0%
		○ 2	実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	0.0%
		○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	0.0%
		○ 4	指導者に対する研修を実施している。	0.0%
		○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	0.0%
	コメント	<p>実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成については、運営主体である行政の社会福祉士実習の現場実習施設として、指導者に対する研修を修了した施設長が対応できる体制となっている。市からの協力依頼には基本姿勢が明記され、実習に関する要綱にもとづいて受入から事前学習、実習内容やカリキュラム等の要領が作成されている。現場実習時の心構えについては、主管課で指導して、守秘義務等についての誓約書を提出させている。実習は行政が作成した実習プログラムに沿って行われ、実習期間中に1回以上は担当教員による巡回指導がある。</p> <p>全ての着眼点において職員の周知度が0%となっており、施設独自の取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
<b>II-3 運営の透明性の確保</b>				
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	
21	判断基準	a	施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	33.3%
		b	施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。	66.7%
		c	施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	0.0%
		○ 2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	0.0%
		3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	66.7%
		4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	0.0%
		5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	0.0%
	コメント		<p>施設の事業や財務等に関する情報の公開について、公立の施設として市議会の議決を経て広報誌で公開されている。第三者評価の受審結果は、全国社会福祉協議会と沖縄県のホームページで公開されている。</p> <p>苦情・相談の体制については、第三者委員や沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示しているが、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応状況についての公開が望まれる。パンフレットは行政窓口には置いているが、地域に施設の存在意義や役割を明確にするためにも、地域に向けて理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等の配布が望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	
22	判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	66.7%
		b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	33.3%
		c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	100.0%
		○ 2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	100.0%
		3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	100.0%
		4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	100.0%
コメント		<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組として、職務分掌と権限・責任については、事業計画に記載し、職員に配布して説明している。施設における庶務や経理、取引等は主管課の担当が行い、毎年決算審査が実施され、2年に1度県の指導監査も実施されている。</p> <p>外部の専門家による監査支援等の実施や指摘事項にもとづく経営改善が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
<b>II-4 地域との交流、地域貢献</b>				
(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
23	①	母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	
23	判断基準	a	母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	33.3%
		b	母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	66.7%
		c	母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	100.0%
		○ 2	母親と子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	0.0%
		○ 3	施設や母親と子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	33.3%
		○ 4	母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の母親と子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	66.7%
		○ 5	(母子生活支援施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	0.0%
	コメント		<p>母親や子どもと地域との交流を広げるための取組について、地域との関わり方の基本的な考え方は事業計画に記載されている。子どもたちは、沖縄市母子会が主催するバーベキュー等のイベントや地域の子ども食堂の活動、エイサー祭に参加しており、送迎を職員が支援することもある。施設で収穫したゴーヤーを地域に配布する等により、子どもたちに地域の人との繋がりを体験させている。食材の買物や通院等母親のニーズに対応しており、ファミリーサポートセンターや母子会の日常生活支援事業等の活用も推奨している。</p> <p>退所した子どもが遊びに来たときは集会室で対応しているが、学校の友人等も施設へ遊びに来やすい環境づくりが望まれる。</p>	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	
24	判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	0.0%
		b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	0.0%
		c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	100.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	0.0%
		○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	0.0%
		○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	0.0%
		○ 4	ボランティアに対して母親と子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	0.0%
コメント		<p>ボランティア受入れに対する基本姿勢は事業計画に記載されている。登録手続や事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを今年度作成している。昨年度は、守秘義務等について説明し、誓約書を提出させて子どもたちにダンスを教えるボランティアを受け入れている。</p> <p>地域の学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化、及びマニュアルへのボランティア受入れに関する基本姿勢の追記が望まれる。</p>		



評価項目			評価結果	
(2) 関係機関との連携が確保されている。				
25	①	施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	
25	判断基準	a	母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	66.7%
		b	母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	33.3%
		c	母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	当該地域の関係機関・団体について、個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	100.0%
		○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	100.0%
		○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	66.7%
		○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	66.7%
		5	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、母親と子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	66.7%
コメント	<p>必要な社会資源として学校や病院、警察、法律事務所、教育研究所、女性相談所等の関係機関のパンフレットをファイリングし、職員会議等で情報を共有している。施設長は月1回、主管課の事務連絡会に参加し、施設長と職員は、県内3か所の母子生活支援施設協議会に出席してDV対応や退所後の支援方法、学校の長期休暇時の活動等についてともに取り組み、アフターケアは母子会につなげている。主管課の職員が要保護児童地域対策協議会の委員で、施設長は個別支援会議に出席している。施設長は、沖縄市障がい者自立支援協議会の子どもワーキンググループの委員として、トワイライト事業（夜の子ども居場所づくり）に協働して取組を進めている。</p> <p>着眼点5は、地域に関係機関があり、評価対象外とする。</p>			
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	
26	判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	66.7%
		b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	0.0%
		c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	33.3%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	66.7%
コメント	<p>地域の福祉ニーズ等を把握するための取組としては、福祉事務所や母子会、女性相談所と連携して緊急一時保護等を受け入れている。地域の子ども食堂と合同でのハロウィンに取り組み、シークァーサー狩り等を農業研修、就農体験に位置付けて企画し、関係団体との交流を図っている。施設長は市の子どもワーキンググループの委員として夜間帯に一人での地域の子ども居場所作りの取組を進めている。</p> <p>地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための更なる取組が望まれる。</p>			

評価項目			評価結果	
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	
	判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	0.0%
		b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	100.0%
		c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	100.0%
		○ 2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	100.0%
		○ 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	100.0%
		4	施設（法人）が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	33.3%
		5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	33.3%
27	コメント	<p>地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動については、市直営の施設として、市の子育て短期支援事業（トワイライト事業）を計画に明示しているが、新型コロナウイルス感染予防のため、これからの実施となっている。地域の各福祉関係の団体と共同してハロウィンのイベントを企画する等、地域の活性化にも取り組んでいる。</p> <p>施設が有するノウハウや専門的な情報の地域への還元、及び被災時における福祉的な支援を必要とする人びとの安全・安心のための備えや支援の取組が望まれる。</p>		

評 価 項 目			評価結果	
<b>Ⅲ 適切な支援の実施</b>				
<b>Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援</b>				
<b>(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。</b>				
28	①	母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	
28	判断基準	a	母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。	33.3%
		b	母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	66.7%
		c	母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	理念や基本方針に、母親と子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	100.0%
		○ 2	母親と子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	100.0%
		○ 3	母親と子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	33.3%
		○ 4	母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	33.3%
		○ 5	母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	33.3%
コメント	<p>母親と子どもを尊重した支援の実施については、事業計画に明示している。職員は、全国母子生活支援施設協議会倫理綱領と母子生活支援施設運営ハンドブックにもとづき、母親と子どもへの個別支援を原則とし、自己評価を実施している。話すよりも書くことが得意な子どもには手紙や交換日記で支援し、必要に応じて個別の面談や遊び等、母親と子どもに個別に関わる時間を作るよう努めている。リフレーミングカードを活用し、階段の昇り降りの際に目につくように、壁を利用して「権利ってなんだろう」をわかりやすく具体的に紹介している。職員は「子どもの権利」や「人権の尊重」についての研修を受講し、施設長は「子どもの権利とアドボカシー」が特集されている書籍を職員に回覧している。今年度、これまでの「子どもの権利ノート」を見直し、A4版に拡大して字を大きくし、読み仮名をつけて各ページにイラストを入れ、カラーでわかりやすい施設独自の「子どもの権利ノート」を職員が作成している。</p> <p>母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的な状況把握と評価による更なる取組が望まれる。</p>			

評価項目			評価結果	
29	②	母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b	
29	判断基準	a	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、母親と子どものプライバシーに配慮した支援が行われている。	33.3%
		b	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、母親と子どものプライバシーに配慮した支援が十分ではない。	0.0%
		c	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	66.7%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	母親と子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	0.0%
		○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	33.3%
		○ 3	一人ひとりの母親と子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、母親と子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	100.0%
		○ 4	母親と子どもにプライバシー保護に関する取組を周知している。	66.7%
コメント	<p>母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援の実施については、母子生活支援施設運営ハンドブックに沿って支援している。今年度、少年指導員を中心に施設独自の「子どもの権利ノート」を作成し、入所時に母親と子どもに説明している。課題となっていた居室を改修し、広くして部屋を増やし、仕切りを設けるなど、母親と子どものプライバシーが守れるよう工夫されている。郵便物等は1階にある各居室のポストに入れ、毎月の居室の防災点検は母親の同意を得て、母子支援員が面談しながら実施している。</p> <p>母子生活支援施設運営ハンドブックをマニュアルとしているが、プライバシー保護に関するマニュアルの整備が望まれる。</p>			
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
30	①	母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b	
30	判断基準	a	母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。	0.0%
		b	母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	100.0%
		c	母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を提供していない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	理念や基本方針、支援の内容や施設の特性を紹介した資料を準備している。	33.3%
		○ 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	0.0%
		○ 3	施設に入所予定の母親と子どもについては、個別に丁寧な説明を実施している。	100.0%
		○ 4	見学等の希望に対応している。	100.0%
		○ 5	母親と子どもに対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	0.0%
コメント	<p>母親と子どもに対する支援の利用に必要な情報の提供については、支援の内容を紹介したパンフレットを準備している。パンフレットはカラー刷りでイラストを使い赤字で強調する等の工夫をしている。入所予定の母親と子どもには、施設長が個別に施設の概要や施設のルール等を説明し、見学にも対応している。パンフレットは今年4月に見直されている。</p> <p>パンフレットへの理念や基本方針の追記が望まれる。</p>			

評価項目			評価結果	
31	②	支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b	
31	判断基準	a	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき母親と子どもにわかりやすく説明を行っている。	33.3%
		b	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき母親と子どもに説明を行っているが、十分ではない。	66.7%
		c	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき母親と子どもに説明を行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	母親と子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について母親と子どもができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	33.3%
		○ 2	支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。	100.0%
		○ 3	支援の開始・過程においては、母親と子どもの同意を得たうえでその内容を書面で残している。	33.3%
		○ 4	意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	66.7%
コメント		<p>支援の開始・過程における母親と子どもへのわかりやすい説明の実施について、支援開始時は支援の主な内容を紹介した全母協のパンフレットや「レインボーハイツ生活の決まり」「入所時の留意事項」等の資料を用いて説明している。説明後は自己決定を尊重して同意書と確認書、誓約書を受領して書面で残している。自立支援計画については、母親と子ども自身に課題を整理してもらい、母子支援員と少年指導員が作成した自立支援計画を説明している。</p> <p>外国籍や障害がある場合等、意思決定が困難な母親と子どもへの配慮については手順を定めて説明することが望まれる。自立支援計画への同意欄の追記も望まれる。</p>		
32	③	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b	
32	判断基準	a	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮している。	0.0%
		b	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。	66.7%
		c	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮していない。	0.0%
		n		33.3%
	着眼点	○ 1	支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	33.3%
		○ 2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	0.0%
		○ 3	施設を退所した後も、施設として母親と子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。	66.7%
		○ 4	施設を退所した時に、母親と子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	0.0%
コメント		<p>支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたっての支援の継続性への配慮として、退所後の担当者は母子支援員となっている。退所手続きマニュアルに沿って退所前面談を実施し、必要に応じて支援員が引継ぎ文書を作成して学校や関係機関と情報を共有している。退所にあたっては、主管課や他の関係機関、宿日直業務を委託している母子寡婦福祉会と連携して支援し、退所者と入所者のネットワークが築かれ、放課後児童デイサービスを立ち上げた退所者もいる。退所時は入所中の思い出を綴ったアルバムを渡している。</p> <p>退所時に母親と子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明した内容を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。				
33	①	母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	
	判断基準	a	母親と子どもの満足を把握する仕組みを整備し、母親と子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	0.0%
		b	母親と子どもの満足を把握する仕組みを整備し、母親と子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	66.7%
		c	母親と子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。	0.0%
		n		33.3%
	着眼点	1	母親と子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	66.7%
		○ 2	母親と子どもへの個別の相談面接や聴取等が、母親と子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	66.7%
		○ 3	職員等が、母親と子どもの満足を把握する目的で、母親と子ども会等に参加している。	0.0%
		4	母親と子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、母親と子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	0.0%
		5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	66.7%
	コメント		<p>母親と子どもの満足の向上を目的とする取組としては、母子支援員による月1回の母親への面談時に、施設で過ごしていて不便なことや困ったこと、改善してほしいことなどが無いかを確認している。少年指導員は学習や遊び支援など子どもたちの日々の関りの中で、自分の気持ちを表現すること、ノーと言っていいことを伝え、子どもの思いを傾聴している。2か月に1回開催する母親集會に母子支援員が出席し、その間、施設長と少年指導員は宿直と一緒に子どもたちの対応をしている。</p> <p>母親と子どもの満足に関する調査の実施、及び調査結果を集計・分析し、母親と子ども参画のもとでの検討會議を開催して検討結果にもとづく具体的な改善が望まれる。</p>	

33

評価項目			評価結果	
(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。				
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c	
34	判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	0.0%
		b	苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	100.0%
		c	苦情解決の仕組みが確立していない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	33.3%
		○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を母親と子どもに配布し説明している。	0.0%
		○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、母親と子どもが苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	33.3%
		4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	66.7%
		5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、母親と子どもに必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た母親と子どものプライバシーに配慮したうえで、公開している。	100.0%
		○ 6	苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	66.7%
	コメント	<p>苦情解決の仕組みの確立と母親と子どもへの周知については、苦情解決責任者は主管課の課長で、苦情受付担当者は施設長で、第三者委員が設置されている。沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、入所時に子どもの権利ノートを配布して母親と子どもに説明している。意見箱を設置しているが、母親の苦情や意見は個別面談や母親集会の時に母子支援員が聞いている。子どもの意見や要望は少年指導員が学習支援等の個別支援時に聞いている。母親の要望で課題となっていた保育室が今年度に設置されているが、保育士の確保が新たな課題となっている。</p> <p>苦情内容については、受付と解決を図った記録の適切な保管、及び意見や苦情への対応は支援記録に記載し、検討結果を施設便りで公表しているが、母親と子どものプライバシーに配慮したうえでホームページでの公開が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
35	②	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a	
35	判断基準	a	母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを母親と子どもに伝えるための取組が行われている。	0.0%
		b	母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを母親と子どもに伝えるための取組が十分ではない。	100.0%
		c	母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	母親と子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	0.0%
		○ 2	母親と子どもに、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	0.0%
		○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	66.7%
コメント		<p>母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境の整備と母親と子どもへの周知については、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、相談室が設置されている。8時15分から20時までシフトを変更して職員を配置することで、母親と子どもが相談しやすい勤務体制にしている。毎月の施設便りに、母親に向けて「気軽に相談して下さい」等の母子支援員からのメッセージが記載されている。玄関近くに子ども用の手作りポストを設置して子どもと職員が手紙でコミュニケーションを図っている。「子どもの権利ノート」は、入所時に配布して母親と子どもに説明している。</p> <p>今年度、施設独自の「子どもの権利ノート」に見直されているが、入所時だけでなく、児童集会等でも説明する等、繰り返しの活用を期待したい。</p>		
36	③	母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	
36	判断基準	a	母親と子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	0.0%
		b	母親と子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	100.0%
		c	母親と子どもからの相談や意見の把握が十分ではない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	職員は、日々の支援の実施において、母親と子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	100.0%
		○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、母親と子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	66.7%
		○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	0.0%
		○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	66.7%
○ 5	意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	66.7%		
○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	0.0%		
コメント		<p>母親と子どもからの相談や意見への対応については、母親と子どもの苦情や意見は、母親集会や子どもの個別支援時に母子支援員と少年指導員が聞いており、意見箱も設置している。相談や意見については支援記録に記載し、職員会議で話し合って改善に努め、検討に時間がかかる場合等は施設長が説明している。「子どものアルバムを作りたい」には一緒に作成し、「子どものご飯を作りたい」には母子支援員が調理支援をし、「メンタルヘルスケアを受けたい」などの要望に対応している。</p> <p>相談や意見を受けた際の記録方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアルの整備が望まれる。</p>		



評価項目			評価結果	
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。				
37	①	安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c	
	判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	0.0%
		b	リスクマネジメント体制を構築しているが、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	66.7%
		c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。	33.3%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	33.3%
		○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	100.0%
		3	母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	0.0%
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	0.0%
		○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	0.0%
		○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	0.0%
37	コメント	<p>安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制については、リスクマネジメントに関する責任者を施設長とし、必要時は職員会議で話し合う体制としている。「令和2年度 危機管理マニュアル」が作成され、緊急対応方法手順や危機管理体制表で手順等が明確にされおり、不審者への対応や入所者の安全確保等の実効性について、今年度は見直しを行っている。</p> <p>母親と子どもの安心と安全を脅かす事例を収集し、収集した事例をもとに職員参画のもとで分析や再発防止等の検討会議の取組が望まれる。施設における事故やヒヤリ・ハット報告の事例はないが、施設内のヒヤリ・ハット等を記録し収集することが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
38	②	感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	
38	判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する母親と子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。	0.0%
		b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する母親と子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	100.0%
		c	感染症の予防策が講じられていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	0.0%
		2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	100.0%
		○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	0.0%
		○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	100.0%
		○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	66.7%
	コメント	<p>感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制整備の取組については、危機管理マニュアルに役割分担が記載され、施設長が職員へ指示し、母子支援員が対応するとなっている。感染症の予防や安全確保について、感染RSウイルス等について職員会議で話し合い、周知を図っている。乳児の手足口病発生時には、集会室（共用ホール）への出入りを控えてもらい、感染リスクを軽減するなどして対応している。昨今の新型コロナウイルス等の予防対策として手洗いとうがい、手指消毒を徹底し、手作りマスクを作って入所者に提供している。</p> <p>感染症予防や発生時等の対応については、玄関に感染症対策の掲示や毎月の施設便りに熱中症や感染予防等、随時記載して予防喚起を促しているが、感染症の予防と発生時等の対応マニュアルの作成と定期的な見直しが望まれる。</p>		
39	③	災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	
39	判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	0.0%
		b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	100.0%
		c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。	100.0%
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」（BCP）を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	33.3%
		○ 3	母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	0.0%
		○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	33.3%
コメント	<p>災害時における母親と子どもの安全確保の取組については、危機管理マニュアルが作成され、火災・地震・津波対策・台風時の対応等が記載されている。母親と子どもの安否確認の方法として、入所者の安全確保や避難後の確認の方法、外出している入所者の連絡担当者が明記されており、職員の連絡網が整備されている。消防訓練や消防設備点検が実施されている。食料や備品類等の備蓄は、データ管理によるリストが作成されている。</p> <p>災害等の発生時においても支援が継続されるために「事業継続計画」の作成、及び毎月の避難訓練の実施、食料品等の備蓄は入所者と職員の7日分の確保が望まれる。</p>			

評価項目			評価結果	
<b>Ⅲ-2 支援の質の確保</b>				
(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。				
40	①	支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b	
40	判断基準	a	支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた支援が実施されている。	0.0%
		b	支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた支援の実施が十分ではない。	100.0%
		c	支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	33.3%
		○ 2	標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	33.3%
		○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	0.0%
		○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	0.0%
	コメント	<p>支援についての標準的な実施方法の文書化については、施設のしおりや食事提供に際しての留意事項、危機管理マニュアル、各種業務マニュアル等が作成され、入所希望者マニュアルや施設のしおり等に傾聴の姿勢を基本とすることやプライバシーへの配慮、権利擁護等について記載されている。各種マニュアルについては、入職時や職員会議、日々のミーティング等において勉強会等が行われ周知されている。</p> <p>日常生活支援における標準的な実施方法の作成、及び標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>		
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	
41	判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	0.0%
		b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	66.7%
		c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	0.0%
		n		33.3%
	着眼点	○ 1	支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	0.0%
		○ 2	支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	66.7%
		○ 3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	0.0%
		○ 4	検証・見直しにあたり、職員や母親と子どもからの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	66.7%
	コメント	<p>標準的な実施方法の見直しをする仕組みについては、危機管理マニュアルや母子支援業務マニュアル等が見直され、遊びの自立支援計画の内容が反映されている。</p> <p>支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期や方法を定め、改定履歴を記載するとともに、検証・見直しにあたり、職員や入所者からの意見や提案が反映される仕組みづくりが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。				
42	①	アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a	
42	判断基準	a	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	0.0%
		b	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	66.7%
		c	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。	33.3%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	自立支援計画策定の責任者を設置している。	66.7%
		○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	33.3%
		○ 3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	66.7%
		○ 4	自立支援計画には、母親と子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。	66.7%
		○ 5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、母親と子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	0.0%
		○ 6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。	0.0%
	コメント	<p>アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画の策定については、自立支援計画策定の責任者は施設長となっている。入所時のアセスメントは施設入所希望報告書（様式）をもとに実施され、入所後、母親については就労や経済、育児、健康、生活等に関する内容を母子支援員が面談等で聞き取りしている。子どもについては健康や体力、生活習慣、社会的スキル、自立、学習、家庭等について、少年指導員が聞き取りしている。毎週水曜日の職員会議やケース検討会議において、施設長や母子支援員、少年指導員が参加してアセスメントに関する協議及び自立支援計画についての合議を実施し、必要時は調理員兼用務員も参加している。自立支援計画には入所者の自立に向けての意向とニーズが記載され、支援内容も明示されている。若年世帯や不登校児等への支援については、関係機関と連携しながら対応に努めている。</p>		

評 価 項 目			評価結果	
43	②	定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b	
43	判断基準	a	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。	0.0%
		b	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。	100.0%
		c	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	66.7%
		○ 2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、母親と子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	66.7%
		○ 3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	66.7%
		4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	0.0%
		5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	0.0%
コメント	<p>定期的な自立支援計画の評価・見直しについては、半年毎の評価・見直しを基本として実施している。母子支援員や少年指導員が母親や子どもと定期的または随時に面談等を実施して意向を把握している。職員会議やケース会議等で情報を共有し、担当職員が自立支援計画を作成する仕組みとなっており、計画の見直し後は、職員へ回覧して周知を図っている。</p> <p>自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備、及び評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容等、課題を明確にすることが望まれる。</p>			

評価項目			評価結果	
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。				
44	①	母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	
44	判断基準	a	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	100.0%
		b	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	0.0%
		c	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	母親と子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	66.7%
		○ 2	自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。	66.7%
		○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	66.7%
		○ 4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	66.7%
		○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	66.7%
		○ 6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	66.7%
コメント	<p>母親と子どもに関する支援の実施状況の記録と職員間の共有については、入所者の身体や生活の状況は、施設が定めたアセスメント様式に記載されており、自立支援計画書は県内の母子支援施設共同で作成された様式を使用している。自立支援計画にもとづく支援内容は、母子支援記録や児童記録に記載している。職員で記録方法に差異が生じないように、「就労」等の統一した見出しを記入するよう工夫している。施設における情報の分別について、職員全体で把握すべき情報は、職員会議や回覧等で行われている。専門職員間で把握する内容は、入所者の個人情報を含むケース会議等において、施設長や母子支援員、少年指導員のみで情報を共有する仕組みが整備されている。今年度より市とネットワークシステムが接続され、システムによる閲覧等によりスムーズな情報の共有が図られている。</p>			

評価項目				評価結果
45	②	母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。		a
45	判断基準	a	母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	100.0%
		b	母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	0.0%
		c	母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	個人情報保護規程等により、母親と子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	100.0%
		○ 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	100.0%
		○ 3	記録管理の責任者が設置されている。	66.7%
		○ 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	66.7%
		○ 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	66.7%
		○ 6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	66.7%
	コメント	<p>母親と子どもに関する記録の管理体制については、市の文書取扱規程に記録の保管や保存、廃棄等が定められている。個人情報保護条例に個人情報の漏えい等に対する対策が規定され、記録管理の責任者は主管課の課長となっている。記録の管理については職員会議で確認され、利用者台帳等の書類は鍵付きの保管庫で管理している。情報管理については市で研修が実施され、職員は個人情報保護規程を理解し遵守している。個人情報の取扱いについては、入所時に保護者等に説明している。</p>		
<b>A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援</b>				
<b>(1) 母親と子どもの権利擁護</b>				
46	A①	①	母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
46	判断基準	a	母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	33.3%
		b	—	0.0%
		c	母親と子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	66.7%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	0.0%
		○ 2	母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	0.0%
		○ 3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	0.0%
		○ 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	0.0%
コメント	<p>母親と子どもの権利擁護に関する取組については、全国母子生活支援施設協議会倫理綱領をもとに、母親と子どもの権利と尊厳を擁護することを基本理念とし、職員の理解が図られている。入所時に、母子生活支援施設は母親と子どもの権利擁護と生活の拠点であることを「母親と子の明日を考えて」の資料で母親に説明し、子どもには「子どもの権利ノート」を読み合わせて説明し、養育・支援が実施されている。職員会議やケース検討会議において、その都度具体的に話し合っている。職員は、権利擁護等に関する研修を受講し、自己研鑽に励んでいる。子どもに対して権利とは「ご飯が食べられる」や「誰かに嫌な思いをさせられない」等、していいこと、あたりまえのこととして保障される内容を掲示し、入所者の理解を促し、権利侵害の早期発見に取り組んでいる。</p>			

評価項目			評価結果	
(2) 権利侵害への対応				
47	A②	①	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	c
47	判断基準	a	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	66.7%
		b	—	0.0%
		c	職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が十分ではない。	33.3%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	66.7%
		○ 2	不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。	0.0%
		○ 3	不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	33.3%
		4	職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。	0.0%
		○ 5	不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。	100.0%
	コメント	<p>職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切な関わりが起こらない権利侵害の防止については、会計年度任用職員に関する服務規程や「市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」の定めるところにより、厳正に処分を行う仕組みがある。不適切な関わりを行わないための支援技術として、不登校に対する支援やDV防止、子どもの権利に関わる研修が行われている。不適切な関わりについて、他者から見た各々の対応を職員間で常に確認するようにしている。職員は互いに確認し合い、アドバイスを受けながら、時には入所者への対応を交代するなど、より良い支援に努めるとともに、不適切な関わりを見聞きした場合は、施設長に報告している。</p> <p>施設における職員の不適切な関わりが発生した場合に対応するための、具体的事例を含めたマニュアルの整備が望まれる。</p>		



評価項目				評価結果
48	A③	②	いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
	判断基準	a	いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	66.7%
		b	いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう取り組んでいるが、十分ではない。	33.3%
		c	母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないように取り組んでいない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。	66.7%
		○ 2	不適切な行為に迅速に対応できるように、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	66.7%
		○ 3	不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。	66.7%
		○ 4	不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っている。	66.7%
48	コメント		母親や子どもの不適切な行為の防止については、沖縄県条例で制定された慰霊の日（6月23日）の平和学習に親子で参加している。子どもには「何があっても暴力はいけません」と伝え、言葉の暴力も含めて小さな暴力でも大きくなれば戦争にまで発展することを歴史に学んで伝えている。入所者の日々の表情をキャッチし、母親の仕事帰り時や集会室での子どもの様子等において、不適切な行為や母親と子どものサインを見逃さないよう支援している。不適切な行為の防止を徹底するために、職員が入所者と関わる時間を確保することを目的に、出勤時間を見直して20時まで職員を配置する等の改善を図っている。良好な人間関係の構築として、4月から男性職員が施設長に就任したことで、男性に拒否的反応を示していた入所者が、施設長との信頼関係を築く中で改善に繋がっている。	
49	A④	③	子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	判断基準	a	子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	33.3%
		b	子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	66.7%
		c	子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	66.7%
		○ 2	子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。	0.0%
		○ 3	不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。	66.7%
		○ 4	常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。	66.7%
49	コメント		子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱める不適切な関わり防止と早期発見については、不登校の子どもをどうにかしたいとの母親の思いから、子どもに手を出しそうな行為を職員が気づいた際、子どものサインに留意しながら母親と子どもに介入するなどの支援をしている。子どもが身を守るための知識や具体的な方法として、不審者侵入対策や防犯用語（いかのおすし）等を子どもに伝えるとともに、施設で作成された「子どもの権利ノート」をもとに入所時等に説明している。日々の生活の中で「子どものしつけ時、つい子どもに手を上げたくなる」と言う母親やイライラしている母親が子どもを叱る場面では、母親の代わりに職員が子どもを注意し、母親は子どものフォローに回るよう伝えて対応している。出・退勤時の鍵の受け渡しや集会室等において、母親や子どもに声をかけ、常に親子関係の把握に努めている。	

評価項目				評価結果
(3) 思想や信教の自由の保障				
50	A⑤	①	母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
	判断基準	a	母親や子どもの思想や信教の自由が保障されている。	100.0%
		b	母親や子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが十分でない。	0.0%
		c	母親や子どもの思想や信教の自由が尊重されていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	施設において宗教的活動等を強要していない。	100.0%
		○ 2	個人的な宗教活動等は尊重している。	66.7%
		○ 3	母親と子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮し保障している。	66.7%
		○ 4	母親の思想や信教によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮している。	66.7%
50	コメント	<p>母親と子どもの思想や信教の自由については、施設において宗教的活動の強要はなく、個人的な宗教活動等がある場合は、母親や子どもの思いを尊重している。各々の思想や信教の自由を最大限考慮し保障することとしており、母親の思想や信教によって、子どもの権利が損なわれないよう配慮している。</p>		
(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮				
51	A⑥	①	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
	判断基準	a	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	0.0%
		b	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。	66.7%
		c	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を行っていない。	33.3%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。	66.7%
		○ 2	子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。	33.3%
		○ 3	活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。	66.7%
		○ 4	母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。	33.3%
		○ 5	母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。	33.3%
	51	コメント	<p>母親や子どもが生活全般について自主的に考える活動の推進と生活改善に向けた取組については、学齢児の子どもが少ないこともあり、入所の早い順にリーダーを担ってもらい、施設のルール等について新規入所の子どもに声かけしてもらっている。夏休み等の長期休みには子ども会を開催し、休み中にしたいことを聞いて対応している。母親集会が開催される際、母親同士が互いにネイルをする活動なども行っている。母親主体のサークル活動の中で、「子どもたちに花火を見せたい」との思いから退所者家族にも呼びかけて、玄関脇の駐車場で花火大会を実施している。</p> <p>生活全般について母親の理解と協力のもとで、問題や課題について子どもが自主的・主体的に活動する取組が望まれる。</p>	

評価項目				評価結果
(5) 主体性を尊重した日常生活				
52	A⑦	①	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
	判断基準	a	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	100.0%
		b	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っているが、十分ではない。	0.0%
		c	日常生活への支援において、母親や子どもの主体性を尊重していない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	母親や子どもの自尊心や強みを大切にされた支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。	66.7%
		○ 2	母親と子どもに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワーメントしていく支援を行っている。	66.7%
		○ 3	常に母親と子どもの主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。	100.0%
52	コメント	<p>母親と子どもの主体性を尊重した日常生活の支援については、子どもの自尊心や強みを大切にされた支援として、自立支援計画を作成する際の面接時に子どもができることを聞くようにして、ストレングスの視点で支援している。ダンス好きの子どもにダンスボランティアを受け入れて対応し、地域のエイサーへの参加を促す等、自己肯定感が高まる支援を行っている。母親については、「現在の仕事が楽しい。将来は現在の仕事に関する資格を取りたい。」やキャリア形成に関する県の事業を提供する関係機関への参加を支援しており、母親の主体性を尊重して社会体験や勉強をしたい等への支援を通し、力を発揮できるよう支援している。</p> <p>入所中の母親の希望する保育士資格取得に向けて、計画的及び段階的に進行している中、母親と子どもが退所後も安定した生活が営めるとともに、将来は母親が納税者として自立した暮らしが整えられるためにも、資格取得までの居場所確保の支援を期待したい。</p>		
53	A⑧	②	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
	判断基準	a	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実施している。	33.3%
		b	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実施しているが、十分ではない。	66.7%
		c	行事などのプログラムが、母親や子どもが参画しやすいように計画・実施されていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画を用意している。	66.7%
		○ 2	母親と子どもの主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。	100.0%
		○ 3	母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。	100.0%
		○ 4	母親や子どもの状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。	33.3%
		○ 5	行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。	66.7%
53	コメント	<p>行事などに母親や子どもが参画しやすい工夫については、年間行事計画が作成され、親子ピクニックやお母さんありがとう会、ひなまつり等のプログラムを用意している。母親集会は、母親が参加しやすいよう仕事を終え帰宅後の19時から実施している。その日は夕食を提供し、入所者と職員と一緒に食事するとともに、集会中は施設長と少年指導員、宿直者が保育をサポートし、母親が安心して参加できるように支援している。子ども食堂のイベントであるシークワサー狩りへ職員同伴の上参加し、母子の体験活動のサポートを行っている。今年度は新型コロナウイルス対策として合同誕生会として19時から実施しているが、実施後の反省から遅く帰宅する入所者も気軽に参加できるよう、食事提供方法等の対応を工夫している。</p>		

評価項目			評価結果	
(6) 支援の継続性とアフターケア				
54	A⑨	① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b	
	判断基準	a 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	0.0%	
		b 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているが、十分ではない。	100.0%	
		c 退所後の支援を行っていない。	0.0%	
		n	0.0%	
	着眼点	1	退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。	0.0%
		○ 2	退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしている。	100.0%
		○ 3	退所後も電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した（学童保育・学習支援・施設行事への招待等）支援を提供している。	66.7%
		○ 4	退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行っている。	66.7%
		○ 5	必要に応じて退所先に往訪し、介助や同行・代行等の支援を行っている。	33.3%
	コメント	<p>母親と子どもの退所後の支援については、入所者が地域で安心して過ごすために地域の居場所としての「ももやま子ども食堂」や小学校等と連携している。退所後も電話や来所等で施設に相談できることを伝えており、フードバンクからの食料提供の情報は必要と思われる退所者に電話で情報を提供している。退所世帯に施設内での花火大会の案内をし、希望する親子が参加している。退所者からの電話や来訪に対応し、母親の就労相談にも応じており、放課後等デイサービスの立ち上げを支援した事例がある。必要に応じて、生活状況を確認し、子ども食堂に同行し、施設行事に参加する場合は、職員が子どもを送迎することもある。</p> <p>退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画の作成が望まれる。</p>		

54

評 価 項 目				評価結果
<b>A-2 支援の質の確保</b>				
<b>(1) 支援の基本</b>				
55	A⑩	①	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b
55	判断基準	a	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	66.7%
		b	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。	0.0%
		c	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応した専門的支援を行っていない。	0.0%
		n		33.3%
	着眼点	○ 1	母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。	66.7%
		○ 2	母親と子どもの課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。	66.7%
		○ 3	母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。	66.7%
		○ 4	資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。	66.7%
		○ 5	専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置し、職員間で連携・協議を行っている。	66.7%
	コメント	<p>母親と子どもの個別の課題に対応する専門的支援については、母親と子どものそれぞれが抱える課題を明確にしながら、解決に向けた支援ができるよう努めている。半年に1回の面談を基本とし、必要に応じて面談を実施するなど現状を把握している。転職希望の母親へは、母子支援員が市のこども家庭課と連携し就労支援計画を作成して支援している。児童に対しては、少年指導員が日常の会話を通してアセスメントを実施し、個別支援計画を作成し支援している。必要に応じて法テラスや司法書士事務所へ同行し代弁を行うなどの支援をしている。</p> <p>施設内に今年度保育室が整備されたが、子どもの成長発達を支援する専門職員として保育士の配置、及び未就学児の個別支援計画の作成が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
(2) 入所初期の支援			
56	A⑪	① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
	判断基準	a 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	66.7%
		b 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っているが、十分ではない。	0.0%
		c 生活や精神的な安定に向けた支援を行っていない。	0.0%
		n	33.3%
	着眼点	○ 1 入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に向けた相談支援に努めている。	66.7%
		○ 2 母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。	66.7%
		○ 3 子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。	66.7%
		○ 4 必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。	66.7%
		○ 5 居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。	66.7%
		○ 6 身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるように配慮している。	66.7%
56	コメント	<p>母親と子どものアセスメントにもとづく生活課題・ニーズの把握と生活や精神的な安定に向けた入所初期の支援について、施設では入所前に施設見学や説明が行われている。入所直後は不安を解消するため、いつでも相談できるように職員から積極的に声をかけながら支援している。母親には「母子生活支援施設レインボーハイツ生活のきまり」を、子どもへは、施設独自で作成したカラーでイラスト入りの「こどもの権利ノート」を使って説明し、安心して施設での生活に移行できるよう支援している。小学生は、転校することなく通学できるように配慮し、慣れるまでは職員が同行して通学支援を行っている。生活用具（冷蔵庫、洗濯機、レンジ等）や家財道具の貸し出しも行っている。今年、改修工事が終了し、居室も母子が生活するために必要なスペースが確保され、プライバシー保護に配慮されている。身体に障害がある方に対しては、1階にバリアフリーの部屋が用意されている。</p>	

評価項目				評価結果
(3) 母親への日常生活支援				
57	A⑫	①	母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
57	判断基準	a	母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	66.7%
		b	母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っているが、十分ではない。	33.3%
		c	安定した家庭生活を営むための支援を行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	生活経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。	66.7%
		○ 2	心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。	66.7%
		○ 3	必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。	66.7%
		○ 4	経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。	66.7%
		○ 5	支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。	100.0%
	コメント	<p>母親が安定した家庭生活を営むために必要な支援については、母親の成育歴や生活歴、現在の生活スキルを踏まえて、基本的な生活習慣を確立するための家事支援や学習支援、養育相談や家計管理などの助言を行っている。心身の健康の把握のために、年1回の母親健診（医療機関受診）と年2回の母子健診を実施しており、希望により公認心理師によるメンタルヘルスケアが行われている。必要に応じて受診の同行支援を実施し、母親の不安軽減を図っている。雨天時には、職員が施設外のコインランドリーで衣服乾燥の代行を支援している。家計相談支援では、多重・過剰債務を抱えている母親と司法書士事務所へ同行し、生活の再生を支援している。今年度は、公用車が確保され受診や買物等の支援に活用されている。月に1回の各居室防災点検時には居室の整理整頓を促し、片付けの支援を行っている。</p> <p>母親が不在や病気の時などは、買い物支援をし、子どもへ食事を提供する等の補完保育を実施している。土・日・祝日は「宿・日直員」の対応となっており、補完保育が十分でないため、保育士の確保など更なる支援に期待したい。</p>		

評価項目				評価結果
58	A⑬	②	母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるように支援している。	a
	判断基準	a	母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるように支援している。	100.0%
		b	母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとのかかわりができるように支援しているが、十分ではない。	0.0%
		c	母親の子育てのニーズへの対応や子どもとの適切なかかわりができるための支援を行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。	66.7%
		○ 2	母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。	100.0%
		○ 3	母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。	100.0%
		○ 4	虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。	66.7%
		○ 5	必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。	100.0%
58	コメント		母親の子育てのニーズへの対応と子どもとの適切な関わりのための支援として、職員は朝夕の送り出し時に母親の表情などを観察して状態を把握し、個別面談の機会を設けて育児に関する不安や悩みの相談を受け、助言している。母親の状況に応じて保育園や小学校への送迎を支援している。子どもの発達段階や発達課題については母親に分かりやすく説明している。虐待や不適切な関わりを発見した場合は、専門機関と連携して対応する体制が整っている。児童については、学校等に状況を報告するなど関係機関と連携して支援している。	
59	A⑭	③	母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
	判断基準	a	母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	100.0%
		b	母親が安定した対人関係を築くための支援を行っているが、十分ではない。	0.0%
		c	安定した対人関係を築くための必要な支援を行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。	66.7%
		○ 2	施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。	100.0%
		○ 3	対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。	66.7%
		○ 4	社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。	66.7%
		○ 5	施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。	66.7%
59	コメント		母親が安定した対人関係を築くための支援では、外出時には声かけして表情を観察する等、日々の関わりを大事にしている。母親集会では、全員が参加しやすいよう配慮し、調理員が調理した夕食を提供し、会議の間、子どもたちを職員が預かり、母親間の交流や関係づくりを支援している。対人関係の苦手な母親には、母子支援員が「ノーと言ってもいい」関係づくりや人との距離の取り方について一緒に考えて助言している。母親のストレスが職員だけでは対応できないと判断した場合は、外部の公認心理師による面談を設定し対応している。母子間で話し合う必要がある事項については、母子支援員と少年指導員同席で家族会議を設け、双方の意見の情報共有及び共通理解に努めている。 公認心理師によるカウンセリングが2か月に1回、一人30分の二人までと限られており、入所者のニーズに対応できるよう検討することに期待したい。	



評価項目			評価結果	
(4) 子どもへの支援				
60	A⑮	① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a	
60	判断基準	a 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	0.0%	
		b 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っているが、十分ではない。	100.0%	
		c 養育・保育に関する支援を行っていない。	0.0%	
		n	0.0%	
	着眼点	○ 1	子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。	100.0%
		○ 2	放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。	33.3%
		○ 3	DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。	100.0%
		○ 4	母親のニーズや状況に応じて、施設内の保育支援や保育所への送迎、通院の付き添いなどの支援を行っている。	100.0%
		○ 5	施設内における養育・保育に関する記録を整備し、支援に役立てている。	0.0%
	コメント	<p>健やかな子どもの育ちを保障するための養育・保育に関する支援として、4月の「入学・進級おめでとう会」に始まり、季節ごとの行事を企画・実施して子どもの成長の喜びを母親と職員で共有している。放課後は、学習室兼図書室で宿題に取り組み、終わると近くの公園に職員と一緒に散歩に出かける等、支援計画に沿って行っている。児童についても必要に応じて公認心理師による面談を行っている。母親の勤務状況に合わせて、保育園の送迎を支援し、体調不良の子は静養室での見守りや病院への同行支援も行っている。施設内における養育・保育に関する支援記録は、母子支援員や少年指導員の記録に記載されている。</p>		

評価項目				評価結果
61	A⑩	②	子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b
	判断基準	a	子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	0.0%
		b	子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っているが、十分ではない。	66.7%
		c	学習や進路、悩み等への相談支援を行っていない。	33.3%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。	66.7%
		○ 2	学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。	66.7%
		○ 3	進学や就職への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。	66.7%
		○ 4	学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。	66.7%
		○ 5	学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。	0.0%
		○ 6	子ども一人一人の個性を重視した相談・支援を行っている。	66.7%
61	コメント	<p>子どもが自立に必要な力を身につけるための学習や進路、悩み等への相談支援については、施設内に学習室があり、寄贈を受けた書籍等は利用しやすく分類して本棚に整理されている。学校から帰った子どもたちが、学習室で宿題を済ませ翌日の準備をすることが習慣化することを目標として支援している。母親には、就学支援金や授業料減免制度などを紹介している。現在、進学や就職の意向を持った子どもはいないが、該当する子どもがいる場合には、母親や子どもと話し合いながら給付型奨学金制度など各制度の情報提供を行い活用につなげる用意がある。</p> <p>学習環境の整備として、地域の教職員退職者等を活用した学習ボランティアの受け入れ等の体制作りが望まれる。</p>		

評価項目				評価結果
62	A⑰	③	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
	判断基準	a	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	0.0%
		b	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援しているが、十分ではない。	100.0%
		c	子どもに、人との関係づくりに関する支援を行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。	66.7%
		○ 2	ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。	100.0%
		○ 3	悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。	66.7%
		○ 4	自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。	66.7%
		○ 5	専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れている。	0.0%
62	コメント		<p>子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとの関わりや子ども同士のつきあいに配慮した人との関係づくりの支援としては、市内の「ももやま子ども食堂」と合同で、子どもが「遊び」をつくる遊び場「プレイパーク」の実施や東村でのシーカーサー狩り、ハロウィンパーティなどを実施し、母親以外のおとなや他の子どもと触れ合う機会を作っている。職員は、日頃の生活の中で子どもと適切なかかわりを持ち、信頼感が持てるよう支援している。自分の気持ちを言葉で表現する方法として、事務室のカウンターに手作りのポストを設置し、母子支援員は子どもと手紙のやり取りをしている。</p> <p>専門的なプログラムにもとづいた、人との関係づくりを取り入れたグループワークを積極的に取り入れることが望まれる。</p>	
63	A⑱	④	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
	判断基準	a	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	0.0%
		b	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っているが、十分ではない。	100.0%
		c	子どもの年齢・発達段階に応じた、性についての正しい知識を得る機会を設けていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。	66.7%
		○ 2	職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。	0.0%
		○ 3	年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。	0.0%
		○ 4	年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得る機会を設けている。	0.0%
		○ 5	必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。	0.0%
63	コメント		<p>子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援については、性をタブー視せずに説明することに努めている。例えば、施設内で子どもたちが「お医者さんごっこ」をしている際は、その場でプライベートゾーンについて説明している。施設長と母子支援員、少年指導員は、「子どもたちにどう伝える？『性のこと』家庭で語る性教育」についての施設外研修を受講している。</p> <p>「コロナ」禍にあって未実施となっている、女らしさ、男らしさなどのジェンダーにとらわれない「性についての学習会」を実施し、年齢や発達段階に合わせた絵本や紙芝居を活用した正しい性知識を得る機会の提供等について外部講師を招く等して、性教育のあり方について職員と子どもたちへの学習会の実施が望まれる。</p>	

評価項目				評価結果
(5) DV被害からの回避・回復				
64	A⑱	①	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	b
64	判断基準	a	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	0.0%
		b	母親と子どもの緊急利用に対応する体制を整備しているが、十分ではない。	33.3%
		c	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備していない。	66.7%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。	0.0%
		○ 2	24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。	0.0%
		○ 3	役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。	33.3%
		○ 4	緊急時対応マニュアルを作成・整備している。	33.3%
		○ 5	緊急利用のための生活用品等を予め用意している。	66.7%
	コメント			<p>母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制の整備について、20時までは緊急時受け入れを行っている。DV被害者支援のため、主管課や配偶者暴力相談支援センター、警察署、福祉事務所と連絡調整する体制を整えており、配偶者暴力相談支援センターからは入所相談などがある。緊急対応マニュアルを整備し、母親と子どもの緊急利用に備えて、すぐに生活できるように緊急一時保護室には生活用品（冷蔵庫、洗濯機など）を用意している。</p> <p>市の直営施設のため、申請者の制限（市内在住者）があるが、広域利用の検討や24時間受け入れ体制の整備が望まれる。</p>
65	A⑳	②	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
65	判断基準	a	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	66.7%
		b	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、情報提供と支援を行っているが、十分ではない。	33.3%
		c	母親と子どもの安全確保のための、適切な情報提供と支援を行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。	66.7%
		○ 2	弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。	66.7%
		○ 3	DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。	100.0%
	コメント			<p>母親と子どもの安全確保のため、DV防止法にもとづく保護命令や支援措置が必要な場合の適切な情報提供と支援については、担当課であるこども相談健康課と連携している。保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用、住民基本台帳のロックについて、分かりやすい情報を提供して支援している。母子支援員は必要に応じて、法テラスや司法書士事務所、家庭裁判所での離婚調停に同行し、代弁などの支援を行っている。DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性のある場合は、女性相談所と連携して保護命令の手続きや他施設への転居などの対応を行う体制がある。</p> <p>各関係機関との連携により、母子の安全確保に向けた更なる体制づくりに期待したい。</p>

評価項目				評価結果
66	A②①	③	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	b
66	判断基準	a	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	33.3%
		b	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援しているが、十分ではない。	66.7%
		c	DVの影響からの回復を支援していない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。	66.7%
		○ 2	DVから脱出することができたことを評価し、安心し安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。	66.7%
		○ 3	心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	100.0%
		○ 4	必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。	0.0%
コメント	<p>心理的ケア等の実施とDVの影響からの回復の支援について、職員は日常生活の中で関わりを持ち、心情の理解に努めている。母子支援員は、状況に応じて母親との交換日記を通してできていることやチャレンジしていることを褒める等、信頼関係を築き、自己肯定感につなげている。DVから脱出して施設につながってくれたことを評価し、これからの安心して安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。必要に応じて、母子共に外部の公認心理師を活用し、心理カウンセリングを行っている。</p> <p>DVからの回復のための自助グループや外部の支援団体等が近隣に無いため、紹介には至っていない状況にあるが、必要に応じて自助グループや外部の支援団体の情報提供などが望まれる。</p>			
(6) 子どもの虐待状況への対応				
67	A②②	①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
67	判断基準	a	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	0.0%
		b	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援しているが、十分ではない。	100.0%
		c	被虐待児に対して、虐待体験からの回復を支援していない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。	66.7%
		○ 2	子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。	66.7%
		○ 3	子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。	66.7%
		○ 4	医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	100.0%
○ 5	心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。	66.7%		
○ 6	被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。	0.0%		
コメント	<p>被虐待児に対する専門性を持った関わりと虐待体験からの回復の支援については、暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなモデルとして、職員は日常の関わり方で示し、支援している。子どもが自分の思いや気持ちを安心して話せるように、散歩の機会等に支援している。安定した人間関係の中で大切にされる経験を積み重ねていけるよう支援し、自己肯定感や自尊心の形成につなげている。必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携し、市のこども相談健康課と情報交換を行いながら支援している。公認心理師による心理カウンセリング等、専門的ケアを実施している。</p> <p>被虐待児に対する専門性を高めるための職員研修等の実施が望まれる。</p>			

評価項目				評価結果
68	A②③	②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	b
68	判断基準	a	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	66.7%
		b	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っているが、十分ではない。	33.3%
		c	子どもの権利擁護を図るための関係機関との連携を行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応している。	66.7%
		2	被虐待児童に対しては、必要に応じて、心理判定や児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用している。	66.7%
		○ 3	必要に応じて、福祉事務所や保育所・学校・病院等と情報交換や連携を図り対応している。	100.0%
コメント	<p>子どもの権利擁護を図るための関係機関との連携については、必要に応じて福祉事務所や保育園、小学校、病院等と情報を交換して連携を図り対応する体制が整備されている。</p> <p>施設で児童虐待の発生やその疑いがある場合は、こども相談健康課に通報し連携を取り合う体制があるが、被虐待児に対しては、必要に応じて心理判定や児童精神科医との相談を行うなど、児童相談所の機能を活用する体制を整備して対応することが望まれる。</p>			
(7) 家族関係への支援				
69	A②④	①	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	b
69	判断基準	a	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	0.0%
		b	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っているが、十分ではない。	66.7%
		c	母親や子どもの家族関係の調整を行っていない。	0.0%
		n		33.3%
	着眼点	○ 1	母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	66.7%
		○ 2	子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	66.7%
		○ 3	家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。	66.7%
		○ 4	必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。	0.0%
コメント	<p>母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援については、母親と子どもの家族関係の悩みや不安を、母子支援員と少年指導員が対応し支援している。母子間の感情の行き違いや意見の相違がある場合は家族会議を開催し、母親の代弁を母子支援員が、子どもの代弁は少年指導員が行い、適切に介入して調整し支援している。入所者が連絡を取りたくない他の親族関係の悩みの相談等にも応じている。</p> <p>母親と子どものよりよい関係づくりのための保護者向けのプログラム「ペアレントトレーニング」等の実施が望まれる。</p>			

評価項目				評価結果
<b>(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援</b>				
70	A②⑤	①	障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	b
	判断基準	a	障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	33.3%
		b	障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を行い、必要に応じて関係機関と連携しているが、十分ではない。	0.0%
		c	障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行っていない。	0.0%
		n		66.7%
	着眼点	○ 1	社会資源の積極的な活用をするための支援を行っている。	33.3%
		○ 2	公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。	33.3%
		○ 3	精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。	0.0%
		○ 4	障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。	33.3%
70	コメント	<p>障害や精神疾患、その他の特別な配慮が必要な母親と子どもへの支援について、母親には「OKINAWA若者みらいデザインプロジェクト短期集中プログラム『JOB CAMP』」への参加、子どもに対しては教育委員会の「ホップステップクラブ」などの社会資源を活用して支援している。必要に応じて協力医療機関と連携し、受診時の同行や家事支援、育児支援などを行っている。配慮が必要な子どもへの支援は、小学校の担任の施設訪問時や職員による通学の送迎時に現状を報告し、学校と連携して取り組んでいる。</p> <p>現在、精神疾患や障害のある方、外国人の母親や子ども等の対象者はいないが、それぞれの状態に応じた通院同行や服薬管理等の療養に関する支援が行える体制の整備が望まれる。</p>		
<b>(9) 就労支援</b>				
71	A②⑥	①	母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	b
	判断基準	a	母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	33.3%
		b	母親の職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。	66.7%
		c	母親の職業能力開発や就労支援を行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○ 1	母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。	100.0%
		○ 2	資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。	100.0%
		○ 3	公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。	66.7%
		○ 4	母親が安心して就労できるように補完保育（残業や休日出勤時の保育等）、病後児保育、学童保育などを行っている。	0.0%
71	コメント	<p>母親の職業能力開発や就労支援については、母親の心身の状態やこれまでの経験と適性を生かした就労につながるよう、主管課の就労支援員と連携して支援している。仕事に関連したファイナンシャルプランナーの資格取得を目指している母親に情報提供などの支援を行っている。就労は母親の自信や自尊心の向上につながるため、公共職業安定所以外にもパートバンクへ同行し登録の支援をしている。</p> <p>母親が残業で遅くなる時は、平日の午後7時までは子どもに食事を提供する等の補完保育を行っているが、休日出勤時も母親が安心して就労できるよう、補完保育の体制作りが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
72	A⑦	② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b	
72	判断基準	a 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	0.0%	
		b 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。	100.0%	
		c 就労継続が困難な母親への支援を行っていない。	0.0%	
		n	0.0%	
	着眼点	○ 1	職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。	66.7%
		○ 2	母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。	66.7%
		3	障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。	0.0%
		4	就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。	0.0%
		○ 5	必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。	66.7%
コメント	<p>就労継続が困難な母親への支援や必要に応じた職場等との関係調整について、職場の人間関係についての相談には、就労継続の意欲を無くさないよう助言を行っている。転職を希望する母親への支援は、主管課や母子家庭等就業・自立支援事業の就労支援員と連携してハローワーク等の希望職種の情報提供を行っている。</p> <p>未就学児がいる母親は、就労していることが入所の条件となっているが、今後、障害がある場合や外国人の母親等、就労継続が困難な母親を受け入れ、支援することについての検討が望まれる。</p>			